

Notification of Fixed assets tax
固定資産税 納税通知書

Name and Address

様

この納税通知書により、各納期の税額をそれぞれの納期限までに納付してください。ただし、口座振替の方は申し込み口座から振替えられます。

Please make the tax payment mentioned



Seasonal Period
 1
 2
 3

通知書番号 Notification		世帯コード
行政区コード		納組コード
お支払い方法		
期別	納期限	期別税額
第1期	Due Date	円
第2期		円
第3期		円
第4期		円
期別	納	期
第1期		
第2期		
第3期		
第4期		

Base amount for calculation of fixed assets tax

固定資産税 算出基礎

Tax base		Asset	Fixed assets tax	Remarks
		資産	固定資産税	備考
課 税 標 準 額	土地	Land	円	
	家屋	Building	円	
	償却資産	Depreciable	円	
	合計	Total	円	
算出税額		Calculated tax	円	
軽減税額		Reduced tax	円	
減免税額		Exemption tax	円	
納付年税額		Annual tax	円	

様

通知書番号		Notification	
Lan	土地	筆数	面積
宅地		Lots	total land area
		筆	m ²
田		筆	m ²
		筆	m ²
畑		筆	m ²
		筆	m ²
山林		筆	m ²
		筆	m ²
その他		筆	m ²
		棟	
家屋	棟数	床面積	
	棟	Floor area	
	棟	m ²	

building

Payment slip

(Payment should be made at financial institutions or convenience stores by tax deadline.)

長野県白馬村

納付済通知書

口座番号 00500-3-960066	加入者名 白馬村役場	取りまとめ店 〒380-8794 ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター	合計金額	円
通知書番号		納期限	発行日	

納付者氏名	督促手数料	円	領収日付印
	延滞金	円	
	計	円	

(村保管・コンビニ本部控)

- (ご注意) 下記の場合、コンビニエンスストアでは納付できません。
- ①金額を訂正した場合
 - ②1枚の納付書の金額が30万円を超える場合
 - ③バーコードの印字が無い場合
 - ④バーコードの読み取りができない場合

この納付済通知書は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。また、本票を折ったり曲げたりしないでください。

ATMでの納付はできません。

長野県白馬村 原符兼納付書

長野県白馬村 原符兼納付書
口座番号 加入者名
00500-3-960066 白馬村役場

口座番号 加入者名 取りまとめ店 〒380-8794
00500-3-960066 白馬村役場 ゆうちょ銀行
長野貯金事務センター

納付者氏名

通知書番号	
納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円

通知書番号	
納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	
備考	

上記金額を受け取りました。
お間違いは裏面に記載しております。
この領収証書は5年間保管してください。

切取らないでお出しく下さい。

1

この納付書は、大切に保管してください。(金融機関等保管・コンビニ店納付)
長野県白馬村 収納代行 CNS

収入印紙不要 (納付者控)
長野県白馬村 収納代行 CNS

Statement of Taxable Property
固定資産税 土地・家屋課税明細書

納税義務者									
資産区分	所在地		居住床面積(m ²)	特例	評価額	軽減等税額	税率	階層	
	家屋番号	建築年							
	登記地目/現況構造	宅地比準	現況地積/床面積(m ²)	前年度課税標準額	課税標準額	参考税額			
	現況地目/現況種類	宅地比準	現況地積/床面積(m ²)	前年度課税標準額	課税標準額	軽減等税額	参考税額		

Land

納税義務者									
資産区分	所在地		居住床面積(m ²)	特例	評価額	軽減等税額	税率	階層	
	家屋番号	建築年							
	登記地目/現況構造	宅地比準	現況地積/床面積(m ²)	前年度課税標準額	課税標準額	参考税額			
	現況地目/現況種類	宅地比準	現況地積/床面積(m ²)	前年度課税標準額	課税標準額	軽減等税額	参考税額		
土地	①			⑥	⑧	⑩	⑪		
	②		⑤	⑦	⑨		⑫		
	③	④							

- ① Land location
- ② Registry of land
- ③ Current land category
- ④ Building site
- ⑤ Land area
- ⑥ Special measures
- ⑦ Standard taxable Value of last year
- ⑧ Appraisal Value
- ⑨ Standard taxable Value
- ⑩ Reduced tax
- ⑪ Tax rate
- ⑫ Applicable tax amount

Buildings

納税義務者									
資産区分	所在地		居住床面積(m ²)	特例	評価額	軽減等税額	税率	階層	
	家屋番号	建築年							
	登記地目/現況構造	宅地比準	現況地積/床面積(m ²)	前年度課税標準額	課税標準額	参考税額			
	現況地目/現況種類	宅地比準	現況地積/床面積(m ²)	前年度課税標準額	課税標準額	軽減等税額	参考税額		
家屋	①			⑧	⑩	⑫	⑬	⑮	
	②		⑦	⑨	⑪		⑭		
	③	⑤							
	④								

- ① Buildings location
- ② Buildings number
- ③ Structure type
- ④ Buildings type
- ⑤ Year of completion
- ⑥ Taxable total floor area
- ⑦ Taxable total floor area
- ⑧ Special measures
- ⑨ Standard taxable Value of last year
- ⑩ Appraisal Value
- ⑪ Standard taxable Value
- ⑫ Reduced tax
- ⑬ Tax rate
- ⑭ Applicable tax amount
- ⑮ Total floor

固定資産税の納付について

- ・各納期限までに、最寄りの金融機関または、指定のコンビニエンスストアで納付してください。
- ・お取扱いできる金融機関、コンビニエンスストアについては、納税通知書裏面をご確認ください。
- ・白馬村では口座振替による納付を推進しています。下記金融機関でお手続きいただけますのでご検討ください。
大北農業協同組合、八十二銀行、長野銀行、松本信用金庫、ゆうちょ銀行
(所有資産に個人名義と共有名義の別がある場合、それぞれ依頼書を提出していただく必要があります)
(登記名義人を変更した場合は、あらためて口座振替の手続きを行ってください)
- ・納税通知書の送達先に変更があった場合は、ご連絡をお願いいたします。
- ・固定資産の所有者がお亡くなりになった（法人においては消滅した）場合は、現に所有している方（相続人等）からのご連絡をお願いいたします。

Payment should be made at financial institutions or convenience stores by tax deadline. A direct debit is recommended for regular tax payment. Please contact the following financial institutions for details.
JA Bank Dai-Hoku, Hachijuni Bank, Nagano Bank, Matsumoto Credit Union (Shin-Kin Bank), Japan Post Bank

固定資産税の賦課について

1. 賦課
表記の課税は地方税法ならびに村税条例の規定によって課したものです。
2. 審査請求
この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
3. 延滞金
税の公平性を確保するため、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、以下の割合で計算した延滞金を徴収します。
(1)納期限の翌日から1か月を経過する日まで
延滞金特例基準割合（注）に年1%を加算した割合（上限は年7.3%）
(2)納期限の翌日から1か月を経過した日以降
延滞金特例基準割合（注）に年7.3%を加算した割合（上限は14.6%）
（注）延滞金特例基準割合
当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合。
4. 滞納処分
督促状を発送してから10日を経過した日までに納付されないときは、地方税法の規定により滞納処分を受けることになります。

1. Basis for Taxation

This tax is imposed with the tax ordinance of Hakuba Village and Local Tax Act.

2. Application for Examinations

If for some reason you disagree with the content of this tax payment notice, it is possible to make an application for examinations to the Mayor of Hakuba Village within three months of the day after that on which you received it.

3. Delinquent Charge

Delinquent charges are calculated based on the number of the days between the day following the due date and the date of actual tax payment.

4. Disposition of Delinquency

Regarding taxes, the law stipulates that "Property of the pertinent taxpayer shall be seized" if "the full amount is not paid in 10 days elapsed from the day of issue of the